免責審尋期日

平成２３年（フ）第３９１９号
東京都豊島区南長崎１丁目８―10
破産者　剱持　俊夫
審尋期日　平成23年８月29日午後２時
平成23年６月13日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３号
静岡県伊豆の国市田京195番地の２
清算株式会社　伊豆緑地株式会社
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０１９号
東京都港区西新橋１丁目６番21号
清算株式会社　株式会社スリープ・ステーション本部
代表清算人　岡本　善博
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（別紙省略）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第９号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59
再生債務者　株式会社三谷温泉ひがきホテル
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月18日から平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１０号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の59、商業登記簿上の本店所在地愛知県蒲郡市三谷町南山１番地の21
再生債務者　株式会社ひがきグループ
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月18日から平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１１号
愛知県蒲郡市三谷町鳶欠14番地の４
再生債務者　三谷温泉開発株式会社
１　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月18日から平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１号
鳥取県西伯郡南部町荻名753番地123
再生債務者　グリーンパーク大山株式会社
１　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月17日から平成23年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第２１号
鳥取市富安２丁目70番地
再生債務者　株式会社ナカニシ
決定の要旨　平成23年５月27日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第１１４号
東京都中央区八丁堀２丁目15番１号
再生債務者　ユーホーケミカル株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２７号
東京都江戸川区中葛西１丁目38番14号
再生債務者　髙橋　　剛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２号
神戸市須磨区外浜町３丁目１番25号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区多聞通４丁目１番２号
再生債務者　桑田硝子株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１３号
大阪市中央区本町４丁目５番２号
再生債務者　株式会社大阪硝子店
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１９９号
東京都台東区上野４丁目10番10号
再生債務者　株式会社髙正
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第９５号
東京都中野区弥生町５丁目27番１号
再生債務者　株式会社ハウジングメッツ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第９号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１号
再生債務者　甲栄産業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　神戸市中央区明石町48番地神戸ダイヤモンドビル８階　六甲法律事務所　弁護士　安藤猪平次
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月15日
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第９６号
千葉県船橋市印内２丁目６番21号　コレクションＴ７―203号
再生債務者　大泉　清敬
１　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係